**平成２２年（再イ）第８１６号**
大阪府池田市井口堂１丁目１―10―101
再生債務者　三田谷良子こと　朴　　良子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年11月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月２日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（再イ）第５０号**
兵庫県宝塚市月見山１丁目３番24―405号
再生債務者　山口　嘉章
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年11月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月１日　神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（再イ）第７７号**
千葉県四街道市大日108番地57
再生債務者　八木　二郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年12月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月２日　千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２２年（再イ）第２５５号**
神奈川県綾瀬市蓼川１丁目７番17号チェリーフォレスト201、住民票上の住所奈良県奈良市三条本町７番20―401号
再生債務者　山中　修一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年12月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月２日
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（再イ）第４０号**
三重県津市高茶屋１丁目31番11号
再生債務者　永見　恭司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年12月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月２日　　津地方裁判所再生係

**平成２２年（再イ）第３２号**
神奈川県横須賀市野比１丁目４番３―312号
再生債務者　西埜　克之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年12月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月２日
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２２年（再イ）第５８号**
静岡県浜松市浜北区上島587番地の１
再生債務者　牛田ひさよ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月２日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

## 特定計量器型式承認

**○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 96 号**
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成22年11月30日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 22 年 12 月 15 日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有
1、承認番号　第Ｌ1034号
2、名称　愛知時計電機株式会社
3、住所　愛知県名古屋市熱田区千年一丁目２番70号
4、特定計量器の種類　水道メーター

1、承認番号　第Ｌ1035号
2、名称　株式会社阪神計器製作所
3、住所　兵庫県尼崎市神田中通４丁目163番地
4、特定計量器の種類　水道メーター

## 特定計量器型式承認

**日本電気計器検定所公告第 22―10 号**
電気計器の型式について、平成22年11月29日次のように承認したので、計量法（平成４年法律第51号）第159条第４項の規定により公示する。
平成 22 年 11 月 29 日
日本電気計器検定所
理事長　山下　弘文

| 型式承認番号 | 計器の種類 | 型の記号 | 製造事業者名 | 使用回路の相及び線式 | 定格値 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 電圧（V） | 電流（A） | 周波数（Hz） |
| 第3605号 | 普通電力量計 | Ｓ39Ｓ―Ｒ | 東光東芝メーターシステムズ株式会社 | 交流単相３線式 | 100 | 60 | 50，60 |
| 第3606号 | 普通電力量計 | Ｓ39Ｓ―Ｒ | | 交流三相３線式 | 200 | | 50，60 |

## 預金等債権の買取りの公告

日本振興銀行の預金等債権の買取りを下記のとおり行いますので、預金保険法（昭和46年法律第34号）第72条第１項の規定に基づき公告します。
平成 22 年 12 月 13 日
預金保険機構
理事長　田**邉**　昌徳
記
1．買取期間：平成22年12月13日～平成23年３月31日
2．買取場所：預金保険機構（郵送により買取りを請求してください。）
3．支払方法：ご指定の口座に買取代金（概算払額）を振り込みます。
4．取扱時間：９：30～18：00
5．概算払率：25％
6．買取請求時の提出書類：
⑴　預金保険機構から送付された書類
①　預金等債権買取請求書（兼口座振込依頼書）
②　預金等債権買取代金口座振込依頼書（マークシート）
③　宛名（あて名）
⑵　振込先口座の預金通帳等のコピー
⑶　本人を証明する書類（本人確認資料）
個人の場合：次の①②に掲げる書類のうち、いずれか１通
①　次の書類で発行日から６か月以内のもの（コピーで差し支えありません。）
ア　戸籍の謄本又は抄本
イ　住民票の写し又は住民票の記載事項証明書
ウ　市町村（特別区を含みます。）が発行した印鑑登録証明書
エ　外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書
②　次の書類で有効期限内のもの（有効期限の定めのないものについては請求日現在で有効なもの）のコピー
ア　健康保険証（国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員等共済組合などの各種組合員証等を含みます。）
イ　年金手帳
ウ　運転免許証
エ　住民基本台帳カード（氏名、生年月日の記載のあるものに限ります。）
オ　旅券（パスポート）
カ　外国人登録証明書
法人等の場合：次の①と②の書類
①　商業登記簿又は法人登記簿の登記事項証明書で発行日から６か月以内のもの（コピーで差し支えありません。）
②　法人等の代表者にかかる次のいずれかの書類
ア　個人の場合の①又は②の書類
イ　登記所が発行した法人代表者の印鑑証明書で発行日から６か月以内のもの（コピーで差し支えありません。）